

## 大規模広域災害に備えた防災・減災対策について

九州・山口地域は、シラス・真砂土等の特殊土壌が広く分布し、土砂災害危険箇所が多いこともあり、梅雨期等の集中豪雨や台風において、河川の氾濫による水害やがけ崩れ等の土砂災害といった大規模かつ広域的な災害が度々発生している。

平成24年の九州北部豪雨災害や本年8月に広島・山口地域を襲った大雨災害では、尊い人命や財産が奪われ、主要な幹線道路の被災は、住民生活や生産活動だけでなく、復旧・復興活動にも大きな影響を与えたところである。

また、九州・山口地域は、近い将来の発生が懸念されている南海トラフ地震でも、甚大な被害が想定されている。

こうした地域において、住民の生命・財産を守り、地域の経済社会活動を将来にわたって維持するためには、道路や河川、砂防、治山、港湾、海岸事業等の防災・減災対策を重点的かつ計画的に講じ、強靱な国土づくりを迅速に進める必要がある。

国における防災・減災対策の取組は強化され、国土強靱化基本法に基づき、本年6月に、「国土強靱化基本計画」が定められたところである。これを受け、災害に直接対峙する地方公共団体においても、早急に「国土強靱化地域計画」を策定し、強靱化に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

国においては、地方創生を推進する観点からも、引き続き、防災・減災対策の強化に取り組むとともに、地方の取組が着実に進展するよう、財政支援策等の充実を求める。

## 1 南海トラフ地震等の広域災害への対応

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の趣旨を早期に具体化させるため、制度の柔軟な運用を図るとともに、十分な予算の確保並びに財政支援の拡充を図ること。また、防災関連インフラの整備を加速化させるよう財政措置を拡充するとともに、地震・津波観測体制の充実強化に取り組むこと。

さらに、大規模災害により地域が壊滅的な被害を受ければ、復興は極めて厳しいと考えられることから、予防対策の充実強化を図ること。特に、産業・雇用の中核として重要な役割を担う施設への対策を強化すること。

## 2 災害に強い道路ネットワークの構築

災害時のリダンダンシーを確保するため、高規格幹線道路のミッシングリンクの早期解消を図り、中九州横断道路や下関北九州道路等の地域高規格道路の整備を促進するとともに、これらを補完する道路の整備を進めるための十分な予算を確保すること。

また、道路の通行止めにより、多くの集落が孤立する現状があることから、孤立防止を図るための予算を確保すること。

## 3 水害防止対策

水害の発生・拡大防止を図るため、ダム事業の早期着工・完成及び河川改修事業の推進に必要な予算を確保するとともに、直轄河川管理区域における堤防の漏水・浸透防止対策等の予防的なハード対策を早期に実施すること。なお、事業の検証が終了していないダム等については、検証作業を速やかに行い、早急に対応方針を決定すること。

#### **4 土砂災害及び火山災害対策**

本年8月に広島市を襲った土砂災害を踏まえ、がけ崩れや土石流等の土砂災害の発生を防止するため、砂防事業や治山事業等を推進する十分かつ安定的な予算を確保すること。

さらに、土砂災害警戒区域等を指定するために実施する基礎調査については、国費率のかさ上げや地方負担額への起債充当等、財政支援の拡充を図ること。

加えて、火山災害から人命を守るため、監視体制の強化や予知に関する技術開発を進めるとともに、観測機器の整備や機能強化等に対する財政支援を拡充すること。

#### **5 漂流・漂着物及び堆積物対策**

海域を漂流する流木等や堆積した土砂・瓦礫については、漁業や船舶の航行への影響が非常に大きく、漁業者や地方公共団体による除去では多大な労力が必要とされるとともに、財政的な負担も生じている。このため、速やかな回収・処理を行うための制度を早急に創設すること。

また、平成27年度以降も継続して海岸漂着物対策に係る財政支援を行うこと。

#### **6 被災者生活再建支援法の見直し**

現行制度では、同一の災害で住宅等が被災しても、市町村の全壊世帯数により、適用されない市町村が生じる等の問題がある。このため、一部市町村のみが適用となる自然災害が発生した場合、関連する被災市町村も含めて支援対象とするよう制度の見直しを図ること。

また、被災者支援の観点から、半壊世帯・一部損壊世帯を支給対象とするとともに、住宅だけでなく、生業に不可欠な店舗建物等も支援対象とするよう、制度の見直しを図ること。

さらに、制度の見直しが行われるまでの間、国の制度の対象外となっている被災者に対し、地方公共団体が独自に支援する場合には、地方公共団体への財政支援を行うこと。

## **7 建築物の耐震化に対する支援**

不特定多数の者等が利用する大規模建築物は、災害時において、避難所等としての機能も期待され、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体の負担の大きさが課題となっている。

このため、耐震改修促進法の改正に伴って必要となる大規模建築物の耐震診断及び耐震改修に係る費用について、国の支援の延長や地方への財政支援の拡充等、更なる対策を講じること。

平成26年11月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞